

住居確保給付金について（概要版）

本書は、住居確保給付金の制度内容をご理解いただき、制度を利用するか否かご検討頂くことを目的に、制度の概要と大切なポイントをまとめたものです。

申請される場合は、必ず「住居確保給付金のしおり」（以下、「しおり」と言います。）にて制度の詳細をご確認ください。

I. 住居確保給付金とは しおり P1を参照

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

* 離職等とは、次の状況にあることを言います。

① 離職や自営業を廃業した（以下、「離職」と言います。）

② 個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同等程度の状況にある（以下、「やむを得ない休業」と言います。）

* 家賃相当額には、借地代、共益費、管理費等は含みません

* 滞納している家賃には利用できません

支給額： 下記を上限として、収入に応じて調整された額を給付します。

1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
42,000 円	50,000 円	55,000 円	59,000 円	66,000 円

* 実際の支給額の計算式は、しおり P2を参照してください。

* 支給額を超える家賃の差額、共益費や管理費等は申請者本人がお支払いください。

* 支給額の決定後、家賃が変更となった場合や、さらに収入が減少した場合は支給額を変更する場合があります。しおりP10を参照してください。

* 実家賃額が上記金額を下回る場合は実家賃額が上限となります。

支給方法： 原則大家等へ代理納付（市から大家や管理会社等への直接払い）

支給期間： 3か月間（一定の条件を満たす場合は2回まで延長可。最長で9か月間）

Ⅱ. 住居確保給付金の対象要件について

しおり P1、2を参照

別紙「住居確保給付金新規申請対象者チェックリスト」をご覧ください。

Ⅲ. 受給中の義務について

しおり P8、9 を参照

- ① インターネットの利用など様々な方法により、求職活動を行ってください。
- ② 少なくとも毎月2回以上、公共職業安定所(ハローワーク)又は地方公共団体が設ける公的な職業紹介の窓口での職業相談等を受ける必要があります。(対象:事業再生をめざす者以外の方)
- ③ 毎月4回以上、くらし再建パーソナルサポートセンターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。
- ④ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。(対象:事業再生をめざす者以外の方)
- ⑤ 事業再生をめざす場合は、原則月1回以上、経営相談先へ面接等の支援を受けるとともに、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取り組みを行う必要があります。

※受給中の義務の詳細については、しおり P8、9 で必ずご確認ください。

Ⅳ. 受給中の収入等の報告について

しおり P9 を参照

- 離職者;申請時に常用就職している場合又は申請日以後に常用就職した場合は届け出が必要で、その後は毎月収入額を報告して下さい。
- やむを得ない休業者; 毎月収入額を報告して下さい。

Ⅴ. 給付金の中止について

しおり P10、11 を参照

- ① 受給中の義務を果たしていない場合
- ② 受給者が常用就職し又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、収入が収入基準額を超えた場合

- ③ 受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得た収入の報告を怠った場合
- ④ 住宅を退去した場合(大家からの要請(借主の責による場合を除く)や豊中市の指導による場合を除きます。)
- ⑤ 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
※支給済の給付金も返還頂きます
- ⑥ 受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
- ⑦ 受給者又は同一の世帯の方が暴力団と判明した場合

※この他にも支給を中止する場合があります。詳細は、しおりP10、11で必ずご確認ください。

VI. 申請手続きについて

別紙「住居確保給付金の申請手続きの流れ」にてご確認ください。

※書類に不足や間違いがある場合には、書類の到着から審査開始まで1週間程度かかる場合があります。できるだけ余裕をもって提出してください。

VII. 支給決定について

全ての書類が整った時点で審査を開始し、支給の可否をお知らせします。
支給決定後の手続きやスケジュールは、支給決定時にお知らせします。

<お知らせ>

資産要件又は収入要件の審査に当たっては、必要に応じて豊中市から銀行等の金融機関、支給申請者の雇用主であった者に対して報告を求める場合があります。